

定 款

社会福祉法人花巻ふれあいの里福社会

(平成29年5月1日 施行)

社会福祉法人花巻ふれあいの里福祉会定款

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(就労継続支援事業B型 こぶし苑)

(生活介護事業 わたぼうし)

(共同生活援助事業「介護サービス包括型」わかばホーム)

(ロ) 一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)

(ハ) 特定相談支援事業

(二) 障害児相談支援事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人花巻ふれあいの里福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は地域社会に貢献する取り組みとして、圏域在宅障がい者への種別を超えたネットワーク支援・地域ニーズに応じた施設・事業所の場所提供による多世代住民の居場所づくり並びに広域連携による被災地域を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービス活動を継続的に推進するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県花巻市湯口字鳥谷17番地1に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事2名、職員2名、の計6名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員会の運営等については、別に理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。ただし、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項の報酬額及び弁償費用の支給基準については、評議員会で定める。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支決算書)、財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会の開催において、本会事務局職員が会議の成立要件を確認し、開会を宣言し、出席した評議員の中から互選により議長を選任する。
- 3 議長は、出席した評議員の中から議事録署名人2名を選任する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。
 - (1) 理事又は監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達

するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。ただし、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項の報酬額及び弁償費用の支給基準については、評議員会で定める。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「園長等」という。)は理事会において、選任及び解任する。

3 園長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第23条 この法人に、運営協議会を置く。

2 この運営協議会は、花巻ふれあいの里福祉会の実施する事業の円滑な運営と地域福祉の増進に資することを目的とする。

(運営協議会の委員の定数)

第24条 運営協議会の委員は15名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第25条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) 社会福祉協議会並びに福祉団体及びボランティアの代表者
- (4) その他理事長が適当と認める者

(運営委員会の委員の定数の変更)

第26条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第27条 理事長及び園長等は、必要に応じて、運営協議会を介して、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第28条 運営協議会については、この定款に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、その他財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 花巻市湯口字鳥谷17番地1、12番地1、13番地、14番地1、16番地2に所在する家屋番号17番1

主 作業所・事務所 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建(700平方メートル)

符号1 工場 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建(154.02平方メートル)

符号2 店舗 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建(39.74平方メートル)

符号3 物置 軽量鉄骨造陸屋根平家建(9.92平方メートル)

(2) 花巻市湯口字鳥谷17番地1、16番地1、26番地1に所在する家屋番号17番1の2、車庫 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建(73.91平方メートル)

(3) 花巻市金矢第5地割231番地1、232番地1に所在する家屋番号231番1

主 知的障害者更生施設 鉄筋コンクリート・木造合金メッキ鋼板ぶき平家建(594.23平方メートル)

符号1 車庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建(55.51平方メートル)

(4) 預金 1,000,000円

3 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

4 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、花巻市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、花巻市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う

花巻市地域生活支援事業

- (1) 日中一時支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議

員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、花巻市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を花巻市長に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、社会福祉法人花巻ふれあいの里福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 47 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 高橋 精一
理 事 高橋 知足
 〃 池田 倉蔵
 〃 高橋 章
 〃 藤山 光輝
 〃 杉原 泰邦
 〃 高橋 收
監 事 平賀 一美
 〃 伊藤 行次

附 則 (平成 5年 1月 29日議決)

この定款は、岩手県知事の認可後施行する。

この定款は、平成 5年 5月 12日より施行する。

附 則 (平成 6年 1月 28日議決)

この定款は、岩手県知事の認可後施行する。

この定款は、平成 6年 3月 30日より施行する。

附 則 (平成 6年 12月 8日議決)

この定款は、岩手県知事の認可後施行する。

この定款は、平成 7年 1月 20日より施行する。

附 則 (平成 10年 1月 27日議決)

この定款は、岩手県知事の認可後施行する。

この定款は、平成 10年 3月 7日より施行する。

附 則 (平成 10年 5月 20日議決)

この定款は、岩手県知事の認可後施行する。

この定款は、平成 10年 6月 10日より施行する。

附 則 (平成11年 2月 28日議決)

この定款は、花巻地方振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成 11年 4月 1日より施行する。

附 則 (平成 12年 1月 21日議決)

この定款は、花巻地方振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成 12年 2月 9日より施行する。

附 則 (平成 12年 12月 20日議決)

この定款は、花巻地方振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成 13年 3月 21日より施行する。

附 則 (平成 14年 3月 22日議決)

この定款は、花巻地方振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成 14年9 月 24日より施行する。

役員の任期を次期改選期までとする。

附 則 (平成 16年 1月 24日議決)

この定款は、花巻地方振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成 16年5月 12日より施行する。

附 則 (平成 16年 12月 5日議決)

この定款は、平成 16年12月 5日より施行する。

附 則 (平成19年3月 21日議決)

この定款は、広域振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成19年6月 7日より施行する。

附 則 (平成19年12月22日議決)

この定款は、広域振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成20年2月4日より施行する。

附 則 (平成21年9月30日議決)

この定款は、広域振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成21年4月1日より施行する。

附 則 (平成22年5月19日議決)

この定款は、県南広域振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成23年1月17日より施行する。

附 則 (平成22年11月19日議決)

この定款は、県南広域振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成23年4月1日より施行する。

附 則 (平成23年5月25日議決)

この定款は、県南広域振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成 23年7月14日より施行する。

附 則 (平成23年12月22日議決)

この定款は、県南広域振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成 24年2月24日より施行する。

附 則 (平成24年7月18日議決)

この定款は、県南広域振興局長の認可後施行する。

この定款は、平成 25年2月28日より施行する。

附 則 (平成25年12月20日議決)

この定款は、花巻市長の認可後施行する。

この定款は、平成 26年1月23日より施行する

附 則 (平成26年6月13日議決)

この定款は、花巻市長の認可後施行する。

この定款は、平成26年6月26日より施行する。

附 則 (平成28年3月24日議決)

この定款は、花巻市長の認可後施行する。

この定款は、平成28年7月1日より施行する。

附 則 (平成29年2月3日議決)

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月23日議決)

この定款は、平成29年5月1日より施行する。

これは、当法人の定款である。

花巻市湯口字鳥谷17番地1
社会福祉法人花巻ふれあいの里福祉会
理事長 福岡 勝夫